

11 経済産業省 構造改革特区第25次 検討要請回答

管理コード	110010	プロジェクト名	新燃料DME・自動車普及モデル事業	
要望事項 (事項名)	DME自動車燃料装置用容器に関する技術基準の創設	都道府県	新潟県	
		提案事項管理番号	1013020	
提案主体名	一般社団法人日本DME協会、 新潟県			

制度の所管・関係府省庁	経済産業省
該当法令等	<p>○容器保安規則(昭和四十一年五月二十五日通商産業省令第五十号)第2条、第3条、第6条、第7条</p> <p>○容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示(平成九年三月二十五日通商産業省告示第百五十号)</p> <p>○容器保安規則の機能性基準の運用について(平成二十五年五月十五日 20130409 商局第4号)</p>
制度の現状	現行の規則化での公道走行を実施

求める措置の具体的内容	<p>高圧ガス保安法容器保安規則(省令)の中に「DME 自動車燃料装置用容器」の技術基準を創設する。</p> <p>これにより、道路運送車両法令上の DME 自動車保安基準における自動車搭載燃料容器に関する基準が定まり、DME 自動車保安基準の創設が完結する。</p> <p>この措置により、既に認可されている規制の特例措置 1109「燃料電池自動車等に搭載された状態での燃料装置用容器の再検査事業」の実施・活用が可能となる。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>○必要性根拠</p> <p>高圧ガス保安法対象ガスを燃料とする自動車に搭載する燃料容器については、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第 20 条第1項第1号に「容器保安規則に適合する容器」と規定されている。DME は高圧ガス保安法対象ガスであるため、新たに創設する DME 自動車保安基準においても、DME 自動車に搭載する燃料容器にはこの考え方が盛り込まれる。しかし現行の容器保安規則には DME 自動車燃料装置用容器の基準がないため、道路運送車両法令上の DME 自動車保安基準創設のためには、容器保安規則に DME 自動車燃料装置用容器の基準を創設する必要がある。</p> <p>○経緯</p> <p>当該技術基準については、平成 22 年 11 月に田村昌三東京大学名誉教授を委員長とし、学識経験者、関連団体・業界代表者、オブザーバー経産省、高圧ガス保安協会からなる「DME 自動車用燃料充てん設備等の高圧ガスに関する技術基準案検討委員会」が設置され、DME 自動車燃料装置用容器の技術基準案が審議、作成され、平成 23 年 4 月に経済産業省 原子力安全・保安院 保安課に相談されている。更に同年 8 月から容器保安規則関係告示及び例</p>

示基準における技術基準案の審議、作成が行われ、平成 24 年 5 月に経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室に相談されている。これら技術基準案については、日本 DME 協会からの要請を受け、日本 DME 協会と高圧ガス保安室とにおいて検討が進められていた。
○左記既認可の規制の措置による事業は、本件措置が行われなければ成立しない。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	Ⅲ
<p>現状、DME自動車の走行事例が少ないことに加え普及見通しも不明確なため、どの企業に対しても適用可能な「基準」という形で、要件を一般化して示すことは時期尚早。今後、燃料電池自動車や水素スタンド同様に普及開始時期等を見つつ、技術基準が必要ということになれば、基準の制定を行いたい。</p> <p>なお、現行法令下においても、個別具体的に安全性を示していただければ、DME自動車燃料装置用容器について特認手続に基づいて申請、認可を得ることは可能。</p>				

11 経済産業省 構造改革特区第25次 検討要請回答

管理コード	110020	プロジェクト名	新燃料DME・自動車普及モデル事業	
要望事項 (事項名)	保安距離等の基準を緩和したDMEスタン ド技術基準の創設	都道府県	新潟県	
		提案事項管理番号	1013030	
提案主体名	一般社団法人日本DME協会、 新潟県			

制度の所管・関係府省庁	経済産業省
該当法令等	一般高圧ガス保安規則 (昭和四十一年五月二十五日通商産業省令第五十三号) 第7条
制度の現状	一般高圧ガス保安規則第7条は、圧縮天然ガススタンド製造施設に係る技術上の基準についての規定です。なお、当該規則第7条には、事業所内に貯蔵設備を設置する圧縮天然ガススタンドと事業所外部の都市ガス導管から圧縮天然ガスの供給を受ける圧縮天然ガススタンドの技術上の基準が規定されています。

求める措置の具体的内容	<p>高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則(省令)の中に保安距離等の基準を緩和したDMEスタン ド技術基準を創設する。</p> <p>これにより、幹線道路沿いへの DME スタンドの設置が可能となり、DME スタンド設置促進、 及び次世代クリーンディーゼル DME 自動車の普及を図ることができる。</p> <p>この措置により、既に認可されている規制の特例措置 1108「保安統括者等の選任を要しない 水素ガススタンド等設置事業」の実施・活用が可能となる。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>○必要性根拠</p> <p>現行一般高圧ガス保安規則に基づき DME スタンドを設置する場合、保安距離規定が厳しく 約 50m×50m の広大な敷地を必要とし、幹線道路沿いへの設置は困難である。他に保安要 員等に設置困難な事項がある。従って DME スタンド設置のためには、同規則における圧縮天 然ガススタンド基準等と同様に、自動車用燃料スタンドに特化し、保安距離等の規制を緩和し た DME スタンド基準の創設が必要である。</p> <p>○経緯</p> <p>DME スタンドの保安距離等の規制緩和による安全性に関しては、平成 20、21 年度経済産業 省地域イノベーション創出研究開発事業の下、産業技術総合研究所安全科学研究部門、東 京大学化学システム工学部門、及び民間会社による「DME スタンドの安全性研究」が行わ れ、圧縮天然ガススタンドと同等の保安距離等の基準により、DME スタンドの安全を確保で きる事が示された。</p> <p>DME スタンド技術基準については、平成 22 年 11 月に田村昌三東京大学名誉教授を委員長 とし、学識経験者、関連団体・業界代表者、オブザーバー経産省、高圧ガス保安協会からなる</p>

検討委員会が設置され、上記研究結果を基に審議が行われ、作成された技術基準案が平成23年4月に経産省原子力安全・保安院保安課に提出されている。更に同年8月から一般高圧ガス保安規則の第2種製造者に関するDMEスタンド技術基準案及び告示・例示基準における技術基準案の審議が行われ、作成された技術基準案が平成24年5月に経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室に提出されているが、法制化に至っていない

○左記既認可の規制の措置による事業は、本件措置が行われなければ活用できない

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	Ⅲ
<p>現状、DMEスタンドの設置事例は少なく、DME自動車についての普及見通しも不明確なため、どの企業に対しても適用可能な「基準」という形で、要件を一般化して示すことは時期尚早。今後、燃料電池自動車や水素スタンド同様に普及開始時期等を見つつ、技術基準が必要ということになれば、基準の制定を行いたい。</p> <p>なお、現行法令の一般高圧ガス保安規則第6条の規定を適応すれば、DMEスタンドを設置することは可能であるとともに、一般高圧ガス保安規則第99条の規定する特認制度を活用すれば、一般高圧ガス保安規則第6条の保安距離等の規定にかかわらず、DMEスタンドを設置することは可能。</p>				

11 経済産業省 構造改革特区第25次 検討要請回答

管理コード	110030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	系統容量、連係費用及び設備認定状況の開示・公表	都道府県	長野県
		提案事項管理番号	1015020
提案主体名	長野県		

制度の所管・関係府省庁	経済産業省
該当法令等	—
制度の現状	<p>系統情報については電力会社において情報が公表されている。</p> <p>設備認定の状況については資源エネルギー庁のHPにおいて公表されている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>固定価格買取制度の運用について、自治体、住民、発電事業者等に対し、電力会社の系統容量及び連係費用等の情報、並びに国の設備認定の詳細な情報をそれぞれ開示・公表する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>再生可能エネルギー発電に係るリスクを抑制し、発電コストを低減することにより、再生可能エネルギーの健全な発展を目指す。具体的には、固定価格買取制度を活用して発電事業を行おうとする場合に、接続できる系統容量や連係費用等の情報を予め把握することが容易でないため、それらの情報について開示・公表することを法令等で定める。また、地域レベルでの設備認定の状況についても詳細が公表されていないため、これを公表する。これにより、地域の系統や設備認定等の状況が事業計画時に把握できるため、事業リスクの抑制と発電コストの低減につながる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>農山村の多い長野県では、変電所の容量に余裕が少なく、再生可能エネルギーの普及や電力需要の減少に伴い、出力抑制を余儀なくされるケースが発生するなど今後の再生可能エネルギーの普及に向けた事業者との計画の立案が円滑に進まない可能性がある。また、太陽光発電設備の立地や開発に伴い、発電事業者と地域との合意形成に係るトラブルも発生している。</p> <p>そこで、現在は都道府県や市町村であっても把握することのできない、地域の系統や設備認定等の状況が、開示・公表されることで、地域の合意形成を軽視した事業者独自の開発や電力事業者とのトラブルなど再生可能エネルギー発電に係るリスクを抑制し、発電コストの低減を図り、再生可能エネルギーの健全な発展を促進することが可能となる。</p> <p>なお、地域の系統容量等を増強するためには、国の積極的な関与も重要となる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	-
<p>系統情報については、「系統情報の公表の考え方(資源エネルギー庁)(平成26年3月改訂)」において連系制約マッピングの公表や系統連系に係る費用の開示のあり方等系統連系に係る情報公表のあり方を示しており、それらを踏まえ、現在電力会社において情報の公表がされているところ。</p> <p>また、設備認定の状況については、定期的に資源エネルギー庁のHPにおいて公表されているところ。</p>				